

【屋外・北海道 PCB 処理事業所からの有価物（金属類）に基準値超 PCB 含有油が混在して払出し】 【第 2 報・最終報】

○発生日時：令和 7 年(2025 年)4 月 22 日(火) 16 時 31 分頃（運転会社が連絡を受けた時間）

○発生場所：業者敷地内(屋外)（非管理区域）

○公表区分：Ⅲ

- ・環境への影響：なし
- ・作業員への影響：なし

事象概要	発生原因	再発防止対策
<p>・ 4/22(火)、北海道 PCB 処理事業所当初施設で先行解体工事から生じた撤去物を定められた洗浄・乾燥工程後、PCB が残っていない有価物（金属類）として払出コンテナに入れて A 社に払い出した。この払出コンテナから A 社の金属カゴに移し替える際、金属類に付着した洗浄液が金属かご内に流れ出ること、その一部が敷地内に流出するが事象が発生した。A 社では直ちに吸着マットなどで流れ出した洗浄液を回収する応急措置を行った。</p> <p>・ 4/23(水)、洗浄液中の PCB 濃度は 270mg/kg と低濃度 PCB 汚染物が含まれていることが判明。直ちに新たな流出がないよう JESCO からの有価物を保管していたエリア等をシートで覆うとともに、排水経路に吸着マットを敷くなどの緊急措置を行った。</p> <p>また、A 社敷地内に設置された油水分離槽 2 箇所(以下、「油水分離槽 1」「油水分離槽 2」とする。)から排水を採取した結果、排水中 PCB 濃度が排水基準値よりも 1 桁以上低い値であり環境影響が無いことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 油水分離槽 1：0.00051mg/l</li> <li>・ 油水分離槽 2：不検出 (0.0001mg/l 未満)</li> </ul> <p>(水質汚濁防止法における排出基準値：0.003mg/l)</p> <p>・ 4/24(木)から 5/12(月)にかけて A 社敷地内の敷地や資材等の水洗浄、JESCO 当所からの有価物及び、JESCO からの当有価物に接触したおそれのある A 社所有金属類の回収を行った。</p> <p>・ 5/12(月)の作業完了後、油水分離槽 1・2 の排水、及び油水分離槽 1 排水口の直下に敷いた吸着マット中の PCB 濃度を測定。その結果、A 社敷地内外への環境影響が無いことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 油水分離槽 1：0.00015mg/l</li> <li>・ 油水分離槽 2：不検出 (0.0001mg/l 未満)</li> <li>・ 吸着マット：不検出 (0.1mg/kg 未満)</li> </ul>	<p>本事案が発生した原因は以下の通り</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当初施設で解体・洗浄後した撤去物のうち、複雑な形状及び構造を持った物に液体が内部に溜まりやすい箇所があったが、その箇所の切断をしなかった物が一部あった。</li> <li>(2) 形状及び構造が複雑な撤去物の切断方法を具体的に工事業者に指示することが不十分だった。</li> <li>(3) 形状及び構造が複雑であったものの、形状がシンプルである今まで処理していた PCB 廃棄物と同様に扱い、撤去物の洗浄・乾燥工程後、洗浄液が残っているかどうかの確認をしていなかった。</li> </ol>	<p>再発防止対策は以下の通り</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 解体撤去物の具体的な構造を例示した上で具体的な切断方法を明示した資料を作成し、受託工事業者に指示する。(状況写真「(2)具体的な切断方法を明示」参照)</li> <li>(2) 受託工事業者による作業員への教育・指導、また、その作業員による切断作業確認を徹底させる。</li> <li>(3) 洗浄・乾燥工程後、全ての撤去物を対象に洗浄液が残っていないことの目視確認を追加する。</li> </ol>

# 状況写真

## (1) 事象発生時の状況

払い出しコンテナ内部の状況



有価物の保管状況



## (2) 具体的な切断方法の明示

当該物

